

# 事務所通信

令和5年8月号

よしかわ税理士事務所

税理士・ファイナンシャルプランナー 吉川 るみ子

〒604-8123 京都市中京区堺町通

四条上る八百屋町 555 番地 303

TEL : 075-366-5944

E-mail : mail@yoshikawa-zei.com

## 【今月の一言】

今月は、建設業に多い売手負担の振込手数料のインボイス処理についてです。関係ない～という方は読み飛ばしていただいて結構です(\*^\*)v

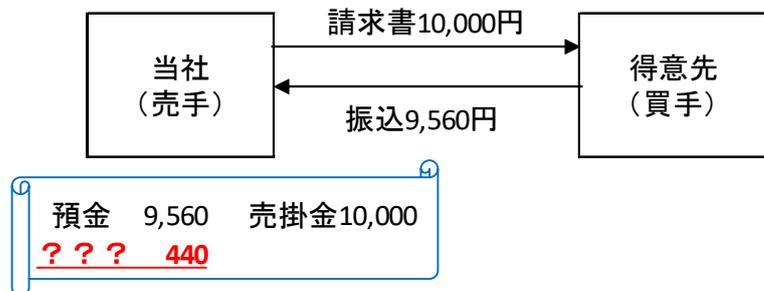
インボイスの話題が続きましたが、来月は会社の世代交代「特例承継計画」のお話です。

## インボイス特集 第2弾（売手負担の振込手数料の経理処理）

10月1日のインボイス制度導入まで約1ヶ月となりました。このインボイス制度の導入にあたり、ご検討頂きたいのが売手負担の振込手数料の経理処理です。売上値引きなど売上高の減額として処理する場合、あるいは支払手数料などの科目で費用処理する場合、どちらの場合も勘定科目はこれまで通りで構いませんが、消費税の課税区分は10月1日以降「売上げに係る対価の返還等」とすることが推奨されます。

### 1. 売掛金回収時の当社（売手）負担の振込手数料

得意先から売掛金を回収する際、得意先が振込手数料を差し引いて振り込んでくることがあります。例えば当社が発行した請求書が10,000円で、得意先は440円の振込手数料を金融機関に支払い、残額の9,560円を当社の預金口座に振り込んできたとしましょう。この当社負担の振込手数料440円についてですが、10月1日以降、経理処理の仕方によってはインボイスが必要になることもあります。つまり、振込手数料をどのように経理処理するかによって、インボイスの保存が必要になったり、あるいは必要なくなったりするのです。



### 2. 経理処理とインボイス

#### (1) 売上値引など、売上高の減額として処理する場合

振込手数料440円を売上値引などの科目で売上高の減額として処理する場合です。消費税の課税区分は「売上げに係る対価の返還等（以下「売上返還」と略します。）」になります。現在、この方法で経理処理されている場合、10月1日以降もこの方法で全く問題ありません。当社は売上返還（得意先に対する振込手数料分の値引き）をしているため、原則的には得意先に対して適格返還請求書（以下「返還インボイス」と略します。）を発行する必要があるのですが、令和5年度税制改正により、**税込金額1万円未満の売上返還については返還インボイスの発行が不要**とされました。つまり、1万円未満の振込手数料については消費税の課税区分を「売上返還」とすると「返還インボイス」を発行する必要はなく、これまで通りで全く問題がないのです。

### <留意事項>

売上返還の消費税率は、売上返還の基となった売上の税率が適用されます。したがって、軽減税率 8%の売上代金の回収に係る振込手数料については、消費税の課税区分を「軽減税率 8%の売上返還」とする必要があります。

## (2) 支払手数料などの科目で費用処理する場合

振込手数料 440 円を支払手数料などの科目で費用処理する場合です。この場合、消費税の課税区分は「課税仕入れ」と「売上返還」のどちらかを選択することになります。

### ① 「課税仕入」を選択する場合

振込手数料を費用処理している場合、現状ではほとんどの会社様が課税区分を「課税仕入」にしていることでしょう。しかし、この経理処理では当社が負担すべき振込手数料を得意先が立替払いしてくれたことになるため、10月1日以降は原則的には「金融機関が発行する振込手数料のインボイス」及び「得意先が発行する立替金精算書」が必要になります。実務上、現実的ではありません。

### ② 「売上返還」を選択する場合

勘定科目は「支払手数料」でも課税区分を「売上返還」として処理する場合、上記①のようなインボイスや立替金精算書は必要ありません。何故なら勘定科目がどうであれ、消費税の課税区分が売上返還である以上、消費税法上は当社が振込手数料分の値引きをしたと考えます。したがって、1万円未満の「売上返還」については「返還インボイス」を発行する必要はなく、保存すべきインボイスもないとなります。ただし、(1)同様、軽減税率 8%の売上代金の回収に係る振込手数料の場合は、消費税の課税区分を「軽減税率 8%の売上返還」とする必要があります。

勘定科目	課税区分	インボイス
売上値引	売上返還	不要
支払手数料	課税仕入	要
支払手数料	売上返還	不要

← インボイスと立替金精算書をもらうことは、ほぼ不可能です。

## 3. まとめ

当社（売手）負担の振込手数料は10月1日以降、勘定科目は売上値引でも支払手数料でもどちらでも構いませんが、消費税の課税区分は「売上返還」とした方がインボイスの保存が不要となり、事務処理の手間が省けます。なお、この経理処理に関連して、国税庁のHPには次の事項が記載されています。

- ① 支払手数料としていた経理処理を、10月1日以降、売上げに係る対価の返還等としての経理処理に変更することは問題ありません。
- ② 経理処理を支払手数料としつつ、消費税法上の課税区分を「売上げに係る対価の返還等」とすることもできます。

つまり、10月1日以降、経理処理を「支払手数料（課税仕入れ）」から「支払手数料（売上返還）」に変更しても全く問題ない旨が示されています。現在、「支払手数料（課税仕入れ）」で処理している場合は、「支払手数料（売上返還）」または「売上値引（売上返還）」への変更をご検討ください。また、すでに「売上値引（売上返還）」と処理している場合は変更の必要はありません。

今回ご紹介した内容は、国税庁HP「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（令和5年4月改訂）」問30、問31に掲載されています。詳細を知りたい方はご参照ください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\\_inv\\_oice\\_mokuji.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_inv_oice_mokuji.htm)